

平成17年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第4号）

平成17年3月25日（金）午後1時開議

議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第14号 瑞穂市文化財保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第25号 平成16年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第32号 平成17年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算
- 日程第5 議案第6号 行政組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第8号 瑞穂市法定外公共物管理条例の制定について
- 日程第7 議案第13号 瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第17号 瑞穂市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第18号 瑞穂市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第19号 瑞穂市下水道条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第20号 瑞穂市普通河川等取締条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第21号 瑞穂市営土地改良事業の賦課の基準等の承認を求めることについて
- 日程第13 議案第26号 平成16年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第27号 平成16年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第28号 平成16年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第33号 平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計予算
- 日程第17 議案第34号 平成17年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第18 議案第35号 平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算
- 日程第19 議案第37号 平成17年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第20 議案第38号 市道路線の認定について
- 日程第21 議案第4号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 日程第22 議案第5号 証明書の交付等の事務委託に関する協議について
- 日程第23 議案第15号 瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第16号 瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第23号 平成16年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第24号 平成16年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第30号 平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算

- 日程第28 議案第31号 平成17年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算
- 日程第29 議案第1号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について
- 日程第30 議案第2号 岐阜県市町村会館組合規約の一部を改正する規約について
- 日程第31 議案第3号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約について
- 日程第32 議案第7号 瑞穂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第33 議案第10号 瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第11号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第12号 瑞穂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第22号 平成16年度瑞穂市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第37 議案第29号 平成17年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第38 閉会中の継続審査申出書について
- 日程第39 瑞穂市・神戸町水道組合議員の選挙について
- 日程第40 発議第2号 発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	広瀬時男
5番	熊谷祐子	6番	松野藤四郎
7番	浅野楔雄	8番	堀孝正
9番	桜木ゆう子	10番	小川勝範
11番	小寺徹	12番	藤橋礼治
13番	山本訓男	14番	広瀬捨男
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	山田隆義

本日の会議に欠席した議員(なし)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	松 野 幸 信	助 役	福 野 寿 英
収 入 役	河 合 和 義	教 育 長	今 井 恭 博
市長公室長	青 木 輝 夫	総 務 部 長	関 谷 巖
市 民 部 長	松 尾 治 幸	都 市 整 備 部 長	水 野 年 彦
水 道 部 長	松 野 光 彦	教 育 次 長	福 野 正
行政推進チーム 総括課長	松 井 善 勝		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊 田 正 利	書 記	広 瀬 照 泰
書 記	古 田 啓 之		

開議の宣告

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第 1 諸般の報告

議長（土屋勝義君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

2 件報告いたします。

1 件目は、山本訓男君から 3 月15日、お手元に配りましたとおり「発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書について」が提出され、受理しましたので、報告いたします。

2 件目は、総務常任委員長から 3 月24日、議案第 9 号瑞穂市土地取得事業特別会計条例の制定についてと、議案第36号平成17年度瑞穂市土地取得事業特別会計予算について、閉会中の継続審査の申出書が提出され、受理しましたので、報告いたします。

これら 2 件については、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

---

日程第 2 議案第14号から日程第 4 議案第32号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第 2、議案第14号瑞穂市文化財保護条例の一部を改正する条例についてから日程第 4、議案第32号平成17年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算までを一括議題とします。

これらについては文教常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教常任委員長 桜木ゆう子君。

文教常任委員長（桜木ゆう子君） けさは春を迎えるという朝に雪を見まして本当にびっくりいたしました。1 枚多く着込んでまいりましたので、きょうは万端でございます。そして、皆様におかれましてもお風邪を引かれていない元気なお顔が見れて、本当にうれしゅうございます。

それでは早速でございますが、文教常任委員会におけます委員長報告を行います。

文教常任委員会における議案審査の内容及び結果について報告をいたします。

文教常任委員会に付託されました案件は、議案第14号瑞穂市文化財保護条例の一部を改正する条例について、議案第25号平成16年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第32号平成17年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算についての、以上議案 3 件であ

ります。

審査の経過について申し上げます。

3月15日、文教常任委員会を巢南庁舎委員会室において開催し、付託されました議案について、市長並びに教育長、教育次長、教育総務課長、学校教育課長及び生涯学習課長の出席を求め、それぞれ詳細な説明を聴取し、慎重に審査を行いました。

審査の内容及び結果を議案に沿って簡潔に申し上げます。

議案第14号の瑞穂市文化財保護条例の一部を改正する条例は、文化財保護の保護対象の拡大を趣旨とした文化財保護法の改正に伴い、当市の文化財保護条例の条文整備を行うものであります。審査の中では、新しく条文に加わる「民俗技術」の中には何が含まれるのかについての質疑がなされ、文化財保護法の中で用いられている「民俗技術」という言葉の定義と具体例についての説明がありました。そして、地域の先人たちが残していった文化財を大切に残していくために、教育委員会がその発掘と保護に力を入れていくということが確認されました。

以上、慎重に審査した結果、議案第14号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号の平成16年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ384万7,000円を追加補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,388万9,000円とするものであります。

慎重に審査した結果、議案第25号については全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第32号の平成17年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,555万4,000円とするものであります。

給食対象者数及び給食費の確認がなされ、慎重に審査した結果、議案第32号については全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、付託されました3議案の審査内容及び結果についての報告であります。

なお、その他として学力にかかわる問題、平成17年度一般会計における教育費予算、市内在住の外国人を活用した国際理解教育、学校校舎の増築や新設問題、少人数学級、補助金の交付、学童保育、学校での不審者対策などについて論議をいたしました。

なお、会議終了後、本田小学校増築校舎の視察を行いました。

以上、会議規則第41条第1項の規定により報告します。平成17年3月25日、瑞穂市議会文教常任委員会委員長 桜木ゆう子。

議長（土屋勝義君） これより議案第14号瑞穂市文化財保護条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第14号瑞穂市文化財保護条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第25号平成16年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第25号平成16年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第32号平成17年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第32号平成17年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第6号から日程第20 議案第38号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第5、議案第6号行政組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから日程第20、議案第38号市道路線の認定についてまで一括議題とします。

これらについては、産業建設常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 小川勝範君。

産業建設常任委員長（小川勝範君） では、ただいまより産業建設常任委員会に付託されました議案16件の審査結果について御報告申し上げます。

まず議案第6号行政組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、水道部の組織を変更するのに伴い、公営企業の事務職員を全員、市長部局の職員と兼任させること及び瑞穂市上下水道事業運営審議会の事務局を水道事務課に置くことについての条例改正を行うものでございます。

議案に対する質疑はなく、採決の結果、議案第6号は全員一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第8号瑞穂市法定外公共物管理条例の制定については、法定外公共物譲与に伴い、瑞穂市がいわゆる赤道・青道の管理を行うための条例を制定するものでございます。

本案についての質疑は次のとおりでございます。

瑞穂市が管理することとなる赤道・青道の延長はどのくらいあるかという質疑に対して、延長は不明ですが、全部で 7,873筆あるとの答弁がありました。

議案第 8 号については、以上のような質疑の後、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例については、瑞穂市特定環境保全公共下水道事業において、受益者分担金の一部が一括納入されたことにより、事業財源の平準化を図るために施設の整備及びその起債償還費に充てることを目的とし、新たに瑞穂市特定環境保全公共下水道事業基金を設置するものであります。

議案に対する質疑はなく、採決の結果、議案第13号は全員一致で原案どおり可決すべきものといたしました。

次に、議案第17号瑞穂市自転車駐車場条例の一部を改正する条例については、穂積駅南の瑞穂市第 1 自転車駐車場 1 階の混雑を緩和するために、瑞穂市第 2 ・ 第 3 自転車駐車場においても定期利用に加えて一時利用を実施するために、瑞穂市自転車駐車場条例の一部を改正するものでございます。

本案については、質疑は次のとおりでございます。

瑞穂市第 2 ・ 第 3 自転車駐車場の一時利用料金の見直し、第 3 自転車駐車場の 1 階の一部分に一時利用自転車のスペース確保を要望するという質疑に対して、検討するとの答弁があり、以上のような質疑、討論の後、採決の結果、議案第17号は全員一致で原案どおり可決するものと決定いたしました。

次に、議案第18号瑞穂市都市公園条例の一部を改正する条例については、都市公園法、同法施行令及び同法施行規則の改正に伴い、瑞穂市都市公園条例の一部を改正し、放置車両などの保管、売却、廃棄等の手続の整備を行うものであります。

本案については、主な質疑は次のとおりでございます。

放置自動車等の保管料、移動料の請求はしますかとの質疑について、規則で定めるという答弁がありました。

次に、放置自転車等の売却益はありませんかとの質疑については、売却益はないとの答弁がありました。

以上のような質疑、討論の後、採決の結果、議案第18号は全員一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号瑞穂市下水道条例等の一部を改正する条例については、合併協議の際に合併後 2 年間と定められた下水道使用料の軽減措置が平成17年 4 月30日に終了することに伴い、関係する瑞穂市下水道条例等の一部を改正するものでございます。



本案について、主な質疑は次のとおりでございます。

一般家庭では、1ヵ月36立方メートル使用したとすると下水使用料は幾らになりますかとの質疑については、改正後は6,594円になるとの答弁がありました。

以上のような質疑、討論の後、採決の結果、議案第19号は賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号瑞穂市普通河川等取締条例の一部を改正する条例については、法定外公共物譲与に伴い、瑞穂市が適正な管理を行うために条例改正をするものであります。

本案については、主な質疑は次のとおりでございます。

この条例の第5条4号に竹木の植栽、もしくは伐採をするときは、市長の許可を受けなければならないとのことですが、市民が善意で行う行為についても許可が必要なのかとの質疑について、許可は必要ですが、1級河川ではあり得ますが、この条例に言う普通河川等に該当するものはほとんどありませんとの答弁がありました。

以上のような質疑、討論の後、採決の結果、議案第20号は全員一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号瑞穂市営土地改良事業の賦課の基準等の承認を求めることについては、平成16年度施行大月地区農村総合整備事業の賦課金を徴収するため、賦課金額、賦課の基準及び徴収時期を定めるものです。

本案については、質疑は次のとおりでございます。

本会議が3月25日金曜日に終了の予定で、3月31日の納付期限ということは、もっと余裕を持ってすることによって市民に優しいまちなるとの要望に対して、今後は事業費が確定次第、議会の承認を求めるとの答弁がありました。

以上のような質疑、討論の後、採決の結果、議案第21号は全員一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第26号平成16年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、既定の予算額から歳入歳出それぞれ7,990万9,000円を増額し、歳入歳出それぞれ4億270万9,000円とするものであります。

その主な内容は、歳出においては、委託料で、請負差金等により1,363万7,000円の減額、排水設備等改造助成金が460万円の減額、特定環境保全公共下水道事業基金積立金として1億2,260万円を計上いたしました。工事請負費で、下水道管路工事及び上水道管支障移転工事の精算及び請負差金等により636万9,000円の減額。

歳入においては、受益者分担金として6,161万円の増額、下水道使用料で857万8,000円の減額、特定環境保全公共下水道事業国庫補助金110万円の減額、特定基盤整備推進県費交付金2,761万1,000円の増額、一般会計繰入金1,721万8,000円の減額、消費税還付金1,758万

4,000円の増額を行うものであります。

本案について、主な質疑は次のとおりでございます。

歳入で、下水道使用料の半額ほどを減額する理由は加入が少なかったのか、使用料が当初見込みより少なかったのかという質疑について、巢南中学校等の公共施設の接続工事がおくれたことや下水道の加入も予定より少なかったためとの答弁がありました。

歳出で、委託料の減額の理由はこの質疑については、昨年4月に運転を始めましたが、施設管理費の委託料については、施設の運転状況を確認しつつ、現地で再度必要であるかどうかの判断をし、不用分を減額したとの答弁がありました。

以上のような質疑、討論の後、採決の結果、議案第26号は全員一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号平成16年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）について、既定の予算額から歳入歳出それぞれ2,407万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億9,771万円とするものであります。

その主な内容は、歳出においては、委託料が1,171万6,000円、工事請負費では下水道管路工事及び上水道管支障移転工事の精算及び請負差金等により490万3,000円の減額。

歳入においては、コミュニティ・プラント使用料166万8,000円の増額、一般会計繰入金3,271万6,000円の減額、消費税還付金787万1,000円の増額を行うものであります。

本案について主な質疑は次のとおりでございます。

コミュニティ・プラントの使用料は何ですかという質疑について、下水の使用料金であり、平成18年度より下水道料金の補足説明を明記するとの答弁がありました。

以上のような質疑、討論の後、採決の結果、議案第27号は全員一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号平成16年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）については、平成16年度決算見込みにより予算の調整を行ったもので、収益的収入では、営業収益144万7,000円の増額及び営業外収益で469万2,000円の減額であります。

一方、収益的支出として主なものは、営業費用の委託料修繕費等で714万4,000円の減額、また営業外費用では開発費償却等で310万5,000円の増額であります。

また資本的収入では、下水道工事による水道管支障移転の減により、補償費1,107万7,000円の減額であります。

一方、資本的支出では、建設改良費、繰延勘定の減額の主なものは、配水設備拡張・改良工事や下水道工事での水道管支障移転分の減額及び請負差金であります。繰延勘定では、水道管理システムを次年度以降に改めて構築することにより、あわせて1億50万5,000円の減額であります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 3 億 1,238万 8,000円は過年度分損益勘定留保資金 2 億 9,715万 4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,523万 4,000円で補てんするものであります。

本案については、主な質疑は次のとおりでございます。

水道事業の漏水は損失になりませんかとの質疑に対して、漏水調査については定期的に行い、修理を早く行うようにしています。また、消火活動及び消防訓練に使用する水については、届け出を受け、管理しております。漏水分は給水原価に含みませんとの答弁がありました。

以上のような質疑、討論の後、採決の結果、議案第28号は全員一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第33号平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計予算について、平成9年度に特定環境保全公共下水道の事業認可を受け実施した西地区が、平成16年4月1日に145ヘクタールのうち115ヘクタールが完成し、供用開始いたしました。平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ2億8,874万3,000円とするものです。

主な歳入は、受益者負担金765万円、下水道使用料3,485万1,000円、国庫補助金6,200万円、一般会計繰入金1億153万8,000円、基金繰入金620万円。

歳出では、排水設備等改造助成金1,080万円、処理施設管理費など総務費7,068万5,000円が計上されております。

議案に対して質疑はなく、採決の結果、議案第33号は全員一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第34号平成17年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ2,806万7,000円とするものです。

主な歳入では、使用料928万3,000円、一般会計繰入金1,778万1,000円等であります。

一方、歳出では、呂久管理組合委託及び処理場施設管理委託料664万8,000円等が計上されております。

議案に対する質疑はなく、採決の結果、議案第34号は全員一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第35号平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ1億9,879万8,000円とするものです。

歳入では、受益者分担分1,800万円、国庫補助金735万2,000円、一般会計繰入金1億3,354万8,000円等であります。

一方、歳出では、処理場の施設管理費4,993万2,000円、下水道管路施設工事等3,904万4,000円が計上されております。

本案については、主な質疑は次のとおりでございます。

三つの下水道事業への一般会計からの繰入金で2億5,285万7,000円で、一般会計に占める割合が2.14%ということで、この金額を重く受けとめて事業を行っていただきたいとの質疑に対して、下水道事業の起債償還はこれからふえる見込みで、平成17年から平成25年の8年間で起債償還及び維持管理費を含めると35億9,000万円を市費から賄っていかなければなりません。また、西地区アクアパークすなみは、現在1系列で稼働をしていますが、平成19年度から2系列が必要となる見込みであり、下水道加入率を見て、平成17年度には着手したいと思えますとの答弁があり、以上のような質疑、討論の後、採決の結果、議案第35号は全員一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第37号平成17年度瑞穂市水道事業会計予算について、業務の予定量を給水戸数1万2,780戸、年間総給水量419万5,000立方メートルを見込み、年間給水収益は4億2,847万4,000円、ほかに営業外収益で951万9,000円を見込んでおります。

水道事業費は3億6,981万8,000円を計上し、主なものは薬品費等、原水及び浄水費で669万5,000円、人件費、動力費、修繕費、委託料等、配水及び給水費で1億6,824万6,000円、原価償却費1億4,280万3,000円、資産減耗費48万7,000円などです。なお、資産減耗費48万7,000円は、水道管布設がえ工事の水道管除却費が主なものであります。

営業外費用では、企業債利息4,219万2,000円です。

資本的収入及び支出では、収入は、一般会計より出資金8,000万円及び水道加入金3,492万3,000円、下水道管布設に伴う移転補償費349万1,000円、他会計負担金840万円等です。

支出については、拡張工事として3億9,867万5,000円、また改良工事は、石綿管布設がえ工事を含む水道管改良工事で8,465万7,000円と下水道管布設に伴う移設及び改良工事625万5,000円など9,563万7,000円が計上されております。企業債償還金4,774万2,000円、開発費として水道施設管理システムの構築等で4,033万8,000円。合わせて資本的支出は5億8,662万5,000円です。

資本的収入額が支出額に対し不足する額4億5,981万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金3億2,623万3,000円、当年度分損益勘定留保資金1億1,901万9,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,455万9,000円で補てんするものとなっております。

議案に対する質疑はなく、採決の結果、議案第37号は全員一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第38号市道路線の認定については、宅地開発に伴う公衆用道路の寄附採納及び管理引き継ぎによる市道路線の認定であります。

議案に対する質疑はなく、採決の結果、議案第38号は全員一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、産業建設常任委員会の審査の内容と結果について御報告いたしました。平成17年3月25日、産業建設常任委員会 小川勝範。以上です。

議長（土屋勝義君） これより議案第6号行政組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 4番 広瀬時男君。

4番（広瀬時男君） 議席番号4番 翔の会、広瀬時男です。

委員長にお尋ねします。

水道部の組織変更に伴う職員の定数の変更、公営企業の事務部局を全員、市長部局の職員と兼務させることについてはよくわかりました。しかし、議案に当たります議会の事務局、事務部局の定数については何か審査されましたか。委員長の答弁をお願いします。

議長（土屋勝義君） 委員長。

産業建設常任委員長（小川勝範君） 広瀬議員の質問に対して答弁をさせていただきます。

先ほどの内容については審査はしておりませんが、休憩中にはそういう話が出ておりましたので、今後前向きに考えたいということでございますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 広瀬時男君。

4番（広瀬時男君） 休憩中はいいいんだけど、議会に設置された特別委員会も六つになりましたので、資料や情報の収集、議事の調査や研究が大変必要だと思います。これらの対応をするにはやはり議会事務局の人員増が必要だと思いますので、このことについて本来であれば議長と市長のお考えをお聞きしたいのですが、今回は議会事務局の人員増を議長及び市長に強く要望しまして、私の質疑を終わります。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第6号行政組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第8号瑞穂市法定外公共物管理条例の制定についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第8号瑞穂市法定外公共物管理条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第13号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第13号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第17号瑞穂市自転車駐車場条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第17号瑞穂市自転車駐車場条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第18号瑞穂市都市公園条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第18号瑞穂市都市公園条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第19号瑞穂市下水道条例等の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 5番 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 議席番号5番 熊谷祐子です。

議案第19号瑞穂市下水道条例等の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を述べます。

反対理由は三つあります。

一つ目、先ほど委員長報告でありましたとおり、現在25%の家庭が平均36立方メートルであり、5,775円払っております。これが改正されますとおよそ800円の値上がりになり6,594円になります。4分の1の家庭で値上げとなります。

2番目の理由、1立方メートル当たりの値段が、岐阜は90円、瑞穂市は180円と2倍だそうです。

三つ目の理由です。合併協議の際に、合併後2年間と定められた下水道使用料の軽減措置が4月30日に終了することに伴う条例改正だという理由ですが、同じように合併協議のときに話し合われております敬老祝い金や敬老会の費用は、合併協議の内容に反して減額されています。

以上、三つの理由でこの条例案を改正することに反対いたします。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 7番 浅野楔雄君。



7番（浅野楔雄君） 議席番号7番、翔の会、浅野でございます。

今、議案19号に対して反対の意見が出ましたのですが、いわゆる産業建設常任委員会多数で可決されている議案に対しまして、同じ産業建設常任委員会の一員が反対されたということは、4対1で委員会は可決しておりますので、正当と私は思います。

議長（土屋勝義君） ほかにございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 私は本議案に反対の立場で討論を行いたいと思います。

そもそも合併は地方分権の受け皿づくりである、こういうことが言われてきましたけれども、私はずっと一貫して主張してまいりましたのは、合併は自治体リストラである、必ず住民負担が伴ってくる、こういうことを主張して反対をし続けてまいったわけでありましてけれども、そして合併の結果はどうであったか。松野市長が行われておる施策は、子供からお年寄りまですべてとは言いませんけれども、非常に多く住民負担増が次から次と提議をされてきておるわけでありまして。

本議案におきましても、結果的には値上げであります。そういう立場からするならば、合併協議の軽減措置といえども、住民負担を軽減する議案がほかに何かあるのか。議会の側が提案をして数で可決をしない限り、なかなか住民負担増をとめることはできない、こういうことであります。

したがって、一事が万事そういうことでありますから、私は本議案に対しても反対の立場を表明しておきたいと思います。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第19号瑞穂市下水道条例等の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第20号瑞穂市普通河川等取締条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第20号瑞穂市普通河川等取締条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第21号瑞穂市営土地改良事業の賦課の基準等の承認を求めることについての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第21号瑞穂市営土地改良事業の賦課の基準等の承認を求めることについては、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第26号平成16年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告

に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第26号平成16年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第27号平成16年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第27号平成16年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

た。

これより議案第28号平成16年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第28号平成16年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第33号平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第33号平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第34号平成17年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第34号平成17年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第35号平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第35号平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第37号平成17年度瑞穂市水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第37号平成17年度瑞穂市水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第38号市道路線の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第38号市道路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午後 2 時21分

再開 午後 2 時32分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第21 議案第 4 号から日程第28 議案第31号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第21、議案第 4 号証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議についてから日程第28、議案第31号平成17年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算までを一括議題とします。

これらについては、厚生常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長 棚瀬悦宏君。

厚生常任委員長（棚瀬悦宏君） 議長の御指名によりまして、厚生常任委員会における委員長報告を行います。

ただいま議題となりました議案 8 件は、3 月16日の当委員会において結審を見ましたので、御報告いたします。

まず最初に、議案第 4 号証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について、執行部から、当協議については、市民の便宜を図る目的で海津郡海津町、平田町及び南濃町と広域相互発行協定を結び、戸籍謄抄本、住民票の写し、印鑑・納税証明書等の相互発行を行ってきたが、平成17年 3 月28日付で合併により廃されるため、事務委託を廃止する規約を定めるものであるとの説明がありました。

以上、説明があった後、質疑、討論なく、採決の結果、議案第 4 号は全員一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第 5 号証明書の交付等の事務委託に関する協議について、執行部から、議案第 4 号に関連して、平成17年 3 月28日付で合併により海津市が誕生するため、新たに相互発行協定を結ぶものであるとの説明がありました。

続いて質疑に移り、現在相互発行協定を結んでいる市町村の数は、また年間発行件数及び金額はいかほどかとの質疑に対し、現在岐阜・西濃・中濃地域の25市町村と相互発行協定を結んでいる。また、発行件数及び金額は、平成15年度瑞穂市合計で、瑞穂市民がほかの市町村で証明の交付を受けたものが1,294件、49万6,850円。反対に、当市の窓口でほかの市町村の方が証明の交付を受けたものが1,733件、70万9,150円であったとの答弁でありました。

この答弁に対し、この数値は多いと見ているか、少ないと見ているか。この制度の周知徹底についてはどのように考えているか。また、今後より多くの市町村と相互発行協定を結んでいく考えを持っているかとの質疑に対し、相互発行のシステムは市民の方に浸透しつつあり、年々発行件数はふえている。周知徹底については、当市ホームページで掲載している。また年度始めの広報紙にも今後掲載していきたい。しかし、このシステムはファクスでのやりとりであるので限度がある。現在、住民票の一部に関してはオンライン化されているが、将来的には自動交付化され、どこでも、いつでも交付できるように変わっていくのではないかと答弁でありました。

以上、質疑・答弁の後、討論なく、採決の結果、議案第5号は全員一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から、この条例については、県主体事業である69歳老人医療費助成事業補助制度が本年3月31日付をもって廃止されるのに伴い、当市においても県補助金3分の2を受け、昭和51年から実施してきた助成制度であるが、老人医療制度の考え方そのものが70歳から75歳に変わってきている等も踏まえ、当該条項を廃止する内容の条例の一部改正をするものであるとの説明でありました。

続いて質疑に移り、県がこの制度を最初に設けた趣旨はどこにあったのかという質疑に対し、福祉医療の制度は、昭和45年ごろから弱者を救うという目的から始まったと聞いている。旧両町においても、県主導により昭和50年12月議会で老人・乳児・重度心身障害者に対し、医療費の一部を助成する条例が議決されている。この定義の中で、老人とは69歳以上を言うとうたっているとの答弁でありました。

続いて、69歳老人医療費助成対象者人数及びこれにかかる費用はいかほどかとの質疑に対し、対象者は非課税世帯のみであるので約60人、費用は180万円程度であるとの答弁でありました。

以上、質疑・答弁の後、討論を行い、老人等弱者を守っていく観点から、また現在の当市の財政状況からして十分行っていける施策と考えるので、当改正条例には反対するとの意見がありました。

採決の結果、賛成・反対同数でありましたので、当市議会委員会条例第17条、委員長の決するところにより、議案第15号は可決されました。



次に、議案第16号瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3第1項の規定に基づき、処理困難物と指定されている廃タイヤ及び廃スプリングマットを適正に処理するため、有料化するものであるとの説明がありました。

続いて質疑に移り、今回有料化する2点のほかに処理困難物と言われるものはないのか、また1点につき300円と決めた根拠についての質疑に対し、この2品目のほかに廃テレビ、廃冷蔵庫も処理困難物として指定されているが、これらはリサイクル法があり、処理料が設定されている。300円の根拠については、処理料金1キログラム当たり16円ほどをもとに、タイヤ1本、8から10キログラムを想定し、運送費等の諸経費を加味して積算したとの答弁でありました。

以上、質疑・答弁の後、討論なく、採決の結果、議案第16号は全員一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号平成16年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、執行部から、歳入歳出それぞれ6,128万円を追加補正し、予算の総額を36億2,858万9,000円とする。歳入の主なものは、保険税1,069万8,000円、国庫支出金3,533万1,000円、共同事業交付金2,185万3,000円の増額、繰入金1,589万2,000円の減額である。歳出の主なものは、保険給付費1,872万6,000円、基金への積立金1億3,128万5,000円の増額、老人保健拠出金8,550万5,000円の減額であるとの説明でありました。

続いて質疑に移り、現在の滞納状況及びその対策等はどのようにしているかの質疑に対し、滞納状況については、滞納者数1,800人弱、滞納合計金額4億6,000万円ほどになっている。対策としては、本年度から徴収係員を設けて、滞納者個々の状況を把握しながら、納税相談、預貯金、資産等の調査、差し押さえ等、きめ細かな対策を講じている。また、滞納者の実情に合わせて短期保険者証419件、資格証明書195件を発行しているとの答弁でありました。

また、基金の状況及び国保税についての質問に対し、基金は合併時において4億3,600万円ほどであったが、現在は1億9,000万円ほどである。これを5億円以上にしたい。医療費の二、三ヵ月分は確保していきたいと考えるので、これは決して多い金額ではない。また、国保税については、毎年、歳入と歳出を見ながら詳細に検討している。16年度においても、現年一般分、退職分合わせて90%以上を確保することによって、税の不公平感をなくすよう努力しているとの答弁でありました。

以上、質疑・答弁の後、討論なく、採決の結果、議案第23号は全員一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号平成16年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）について、執行部から、歳入歳出それぞれ1億円を追加補正し、予算の総額を28億1,984万3,000円とする。

歳出においては、医療給付費に対応する補正であり、歳入においては、それに伴う支払基金交付金、国庫及び県よりの各支出金、そして一般会計からの繰入金であるとの説明でありました。

以上、説明があった後、質疑、討論なく、採決の結果、議案第24号は全員一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算について、執行部から、歳入歳出予算の総額は平成16年度当初と比較して7,710万4,000円、2.5%増の31億8,470万8,000円とする。歳入における国保税については、苦しい国保財政ではあるが、現年収納率を一般分91%、退職分96%と見込み、努力することで据え置いた形での予算計上をした。歳出においては、前年度と比較して大きく変動しているのは療養諸費1億3,193万7,000円、介護納付金2,381万3,000円の増である。反対に老人保健拠出金に関しては、各保険者において前期高齢者を負担し合うことになっているため1億7,301万円の減となっているとの説明でありました。

以上、説明があった後、質疑、討論なく、採決の結果、議案第30号は全員一致で原案のとおり可決されました。

最後に、議案第31号平成17年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算について、執行部から、歳入歳出の総額をそれぞれ27億5,904万8,000円とする。歳出における99.8%は医療諸費であり、老人医療対象者数は3,756人を見込んでいる。また、それに伴う歳入は、老人医療費の費用負担割合に応じて支払基金交付金、国庫及び県より各支出金、そして一般会計からの繰入金であるとの説明でありました。

続いて質疑に移り、1人当たりの医療費及び通院の件数はいかほどかとの質疑に対し、医療給付費支払い分として、1人1ヵ月5万4,800円ほどを見込んでいる。また、通院件数については現在数字をつかんでいないが、レセプト件数で見ると、1人1ヵ月当たり2.24回ほどになるのではないかと回答でありました。

以上、質疑・答弁の後、討論なく、採決の結果、議案第31号は全員一致で原案のとおり可決されました。

なお、付託された議案を審査した後、一般会計における当委員会関係箇所について執行部から説明を求め、敬老会助成金と保育所建設補助金の2点を厚生委員会協議会における報告事項という形で議長に対し提出したことを申し添えておきます。

以上をもって厚生常任委員会の報告といたします。平成17年3月25日、厚生常任委員会委員長 棚瀬悦宏。

議長（土屋勝義君） これより議案第4号証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第4号証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第5号証明書の交付等の事務委託に関する協議についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第5号証明書の交付等の事務委託に関する協議については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第15号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 11番 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番 日本共産党の小寺 徹でございます。

議案第15号 瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部改正に、反対の立場で討論を行います。

この福祉制度は、国が70歳以上の老人の方に福祉医療制度を持っておりますけれども、それが適用されない69歳の方にもさかのぼって医療の福祉制度をするため、県の単独事業として今まで行われてきました。福祉医療費として、県が3分の2の助成をするという制度であります。しかし、今年度いっぱい県がこの制度を廃止するというに伴い、瑞穂市も廃止をしたいという旨の条例改正案でございます。

私は、財源的にも15年度実績で約250万の支出で済んだ財源でございます。瑞穂市の財政規模からいって、十分できる能力があると考えます。そういう点で市長がお年寄りに対する温かい気持ちがあれば実施ができるものであると考えます。そういう点で、ぜひひとつ継続してほしいという立場から、この改正案には反対をいたします。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 13番 山本訓男君。

13番（山本訓男君） 13番 山本訓男です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、議題となっております議案第15号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をいたします。

日本は、明18年度をピークに、人口減少の時代に入ります。年金、介護、医療、そして少子化対策、身体障害者福祉等、社会保障全般について、歳入と給付のバランスを安定した比で持続できる制度の構築が今求められております。福祉とは、お互いに協力し合って助け合いの精神が必要だと思います。自分さえよければいい、既得権は離さない、そういうことでは福祉の精神とは合わないと思います。

瑞穂市の平成17年度の予算概要を見ましても、歳入で、地方交付税約 3,000万、国庫支出金で1億 9,900万、県支出金で1億 7,900万と歳入の減少する中で、歳出の方で見ますと、総務費、土木費、教育費等が軒並み減少する中で、民生費は約2億 6,700万の増額となっております。今後、ますます三位一体改革の進む中で財政事情は厳しくなると思います。そうした中で、健全財政を維持しながら新しい瑞穂市の今後の発展のためには、この議案はぜひとも必要であるとの立場から、私はこの原案に対して賛成いたします。

議長（土屋勝義君） ほかに討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 討論するつもりはなかったんですけども、福祉の公明党が福祉を切り捨てる賛成討論をされたものですから、一言反対の立場で、小寺議員と重複する部分もあるかと思いますが、討論をしておきたいと思います。

非常に許せないのは、自分さえよければいいという福祉云々かんかん、こういうことを言われました。瑞穂市の具体的に少数であるけれども60人弱の皆さんの方が、山本議員は自分さえよければいいと、こういうふうに考えておられるとも思っておられるのでしょうか。一人ひとり聞いて確認をしてきたんですか。そういう裏づけのないことを平気で、現行の69歳医療費を、何とか憲法で保障された生存権を保障していこう、少数であってもその人たちの権利を守っていこう、それが自治体の責任じゃないか、こうやってやってきた。そういう制度に対して、今申し上げたとおり自分さえよければよい。私は討論するつもりはないと言いましたけれども、その言葉を聞いた途端、これは一言言っておかないかん。福祉の公明党が本会議の席上で平気でそんなことを言う、絶対これは議事録を読んでいたいただいて、住民の皆さんにその実態を知っていただきたいと私は思っております。

結論から申し上げます、たかだか 200万弱の予算であります。後からまた上げるかもわかりませんが、4万 5,000から5万の類似団体、全国で平成14年度決算で約31団体あります。この中で基金は断トツの1番であります。財政力指数は4番。地方債、それから基金との比率、大体類似団体で 8.8倍であります。我が瑞穂市は 1.1倍なんです。先ほど執行部の書いたような作文を読まれましたけれども、そういう実態をしっかり踏まえて、その金があるならば、一人でも生活が大変だと思っておられる方々にさまざまな手だてをしてあげるのが自治体じゃないですか。本当にないのであれば仕方ないですよ。あるじゃないですか。私が言いたいのは、松野市長の頭はたった 200万弱のお金を切るということは、額じゃないんです。弱い者は一人で生きていけ、そういう思想なんです。ですから、私はそういう思想とは真っ向から対決します。私も弱いですが、やはり同じ仲間として最後まで健康で働き続けて、生き続けていく権利ぐらいはあると思う。そのことを踏まえるならば、私は少数者の立場で声を大

にして、福祉の公明党の言い方に対して憤りを持って反対討論をさせていただいた次第であります。以上であります。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 賛成多数です。したがって、議案第15号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第16号瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第16号瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第23号平成16年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第23号平成16年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第24号平成16年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第24号平成16年度瑞穂市老人保健事業

特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第30号平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番 小寺です。

議案第30号平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算について、反対の立場で討論をいたします。

16年度のこの特別会計の予算で見ますと、国保税が1人当たり平均しますと9万741円と、県内の市の中で一番高い保険税となっております。私は、去年の4月の市議会選挙のときに、この国民健康保険税を1人当たり2万円引き下げをするために頑張ると公約を掲げてきました。払いたくても払えない、そういう方々がたくさんお見えになります。先ほどの委員長報告にもありましたように、国民健康保険税が納められなくて資格証明書が発行されてみえる方が195人、短期保険証の方が419人となっております。保険税を値下げすることによって、納められる人たちも多くなるのではないのでしょうか。

さらに、国民健康保険税の財政状況を見ますと、先ほどの委員長報告では、基金について合併時は4億3,600万円、しかし現在は1億9,000万円だと報告をされておりますが、しかしその中身をよく検討してみますと、12月の補正予算では2億8,700万円、基金へ積み立てが計上されております。さらに、先ほど議決されました3月議会の補正予算では1億3,100万円の積立金が計上されております。合わせて現在の基金は1億9,000万円でありますから、合わせると6億800万円の基金があることになるのではないのでしょうか。そういう点で、この基金を活用し、国保税を値下げする特別会計の予算案を組む必要があるという立場から、私は反対を表明いたします。以上です。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。



これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第30号平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第31号平成17年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第31号平成17年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第29 議案第1号から日程第37 議案第29号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第29、議案第1号岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減についてから日程第37、議案第29号平成17年度瑞穂市一般会計予算までを一括議題とします。

これらについては、総務常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 藤橋礼治君。

総務常任委員長（藤橋礼治君） 議席番号12番の藤橋礼治でございます。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、ただいまより総務常任委員会へ付託されました議案11件の審査の経過並びに結果について順次報告をいたします。

まず、議案第1号岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について御報告いたします。

本議案は、県内各市町村の合併に伴う岐阜県市町村会館組合を構成する市町村数を増減するものであります。

議案に対する質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第2号岐阜県市町村会館組合同規約の一部を改正する規約についてであります。

本議案は、議案第1号と同様、県内各市町村の合併に伴う議員構成を改めるものであります。

議案に対する質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第3号岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を改正する規約についてであります。

本議案は、議案第1号、2号と同様、県内市町村の合併に伴う構成団体の増減及び議員構成を改めるものであります。

議案に対する質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第7号瑞穂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてであります。

本議案は、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、市の人事行政の運営等の状況を公表するため、その関係条例を制定するものであります。

本案について採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第10号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、育児、介護を行う職員の福祉の増進、公務能率の向上のため、早出・遅出出勤務の規定を設ける改正であります。

本案について採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第11号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、市の非常勤職員として子育て相談員、小作料協議会委員を新設し、期日前投票所の投票管理者及び投票立会人、社会教育推進員、母子自立支援員並びに家庭相談員の報酬額を

改定し、保育指導員を削るものであります。

質疑の中で、社会教育推進員の活動基準を設けてはどうかとの質問については、教育委員会の中で一定基準を設けて対応しているとの答弁がありました。

本案について採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議案第12号瑞穂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、交通機関等の発達に伴い、実情にそぐわない日当の支給を廃止するものであります。

本案について採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第22号平成16年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から1億8,870万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ132億2,298万4,000円とするものであります。歳入歳出の差額を将来の財源確保のため、基金積立金及び起債繰り上げ償還額に充てている予算であります。

本案についての主な質疑は次のとおりであります。

土地、家屋等の評価漏れ等の対応について質疑があり、家屋のデジタル化による全件調査実施により解消したいとの答弁がありました。

基金積立金等の公金に対するペイオフ対策についての質疑があり、縁故債との相殺、国債の購入、決済性預金への移行及び金融機関の経営状況の把握などによる対策を講じているとの答弁がありました。

複合センターの南側工事請負費の減額事由の質疑には、大月公園整備事業との整合性を図ることから新年度で計画をしている旨の答弁がありました。

以上のような質疑、討論の後、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第29号平成17年度瑞穂市一般会計予算については、歳入歳出それぞれ118億300万円とするものであります。

歳出の主なものといたしまして、総務費ではコミュニティーバスの運行費負担金、FM放送整備事業、人事給与システム導入費、国勢調査事業費。民生費では、仮称でございますが本田コミュニティーセンター整備建設事業、支援費支給管理システム導入事業、身体障害者総合施設補助金、老人福祉施設建設補助金、障害者支援費事業、福祉医療費助成事業、児童扶養手当費・児童手当費等の扶助事業費、保育所建設補助金。衛生費では、廃棄物の収集・処分委託料、西濃環境整備組合負担金、合併処理浄化槽設置整備補助金。農林水産業費では、土地改良施設維持管理事業、農村総合整備事業、新築木造化事業補助金。土木費では、市道新設改良・維持補修事業、犀川橋梁——下犀川橋でございますが——整備事業、新堀川放水路整備事業、

穂積駅バリアフリー化対策事業、コミュニティー道路整備事業。消防費では、消防事務委託及び組合負担金、消防施設整備事業、自主防災組織の育成・補助事業。教育費では、生涯学習自主事業、小・中学校、幼稚園施設整備費、大月運動公園の整備事業、生津ふれあい広場整備事業が計上されております。

歳入では、国の地方財政計画により、地方交付税は 0.1%の微増、臨時財政対策債では23.1%の削減、母子保健事業の国・県の負担金が一般財源化され、延長保育対策費補助金、子育て短期支援事業補助金、保育所地域活動事業補助金が国庫補助金から交付金に移行されたことによる県費打ち切り、所得譲与税の県・市町村配分割合が変更されており、歳入における不足は、財政調整基金及び公共施設整備基金の繰入金、臨時財政対策債等の市債により財源を賄う予算となっております。

主な質疑と答弁は次のとおりでございます。

樽見鉄道の方向性についての質疑には、3年間営業を行い、対応策を考えることの答弁がありました。

議会控室、各会派の部屋の整備については、庁舎全体の整備として考えている旨の答弁がありました。

政策推進研究費の内容については、市全体の新規事業の研究費である旨、答弁がありました。

行政研究推進チームの方向性については、防災、プロムナードの2テーマは、現業課へ移行し、規模は縮小する旨の答弁がありました。

敬老会の補助の考えについては、本年度の反省を踏まえ、各自治会の対象者1人につき300円、参加者1人につき500円、1団体につき対象人口別に5,000円から1万円をあわせて交付する旨、答弁がありました。

保育所施設の老朽化に伴う整備については、当分の間は国の幼・保一元化の方向を見据えた整備、または施設の配置、規模等を踏まえた全体的な整備を行いたい旨の答弁がありました。

本田のコミュニティーセンターの整備については、地域で活用してもらえるもの、地域の皆さんの要望、意見を取り入れたコンセプトで整備を進めたい旨の答弁がありました。

最終処分場整備については、広域的な視野のもとに検討したいと答弁がありました。

生津ふれあい広場の整備については、駐車場、器具庫、トイレ、管理室の設置を計画している旨の答弁がありました。

また、予算執行に当たり、以下の意見、提案がありましたので、その内容を申し上げます。

保育所建設補助金の交付に当たっては、市の今後保育所運営と建設予定の保育所新設による今後の運営、経営等が十分に結論が得られていないので、この補助金の執行に当たり、保育所整備計画及び補助基準を明確にし、議会と十分な協議をすること、さらに保育現場の意見を十分に聞いてほしいなど、数委員から強い意見がありました。

以上のような内容の質疑の後、山田委員より修正動議が提出されました。

その内容は、老人福祉法趣旨に沿って開催される敬老会の助成金 321万 1,000円を 1,000万円に増額し、歳入歳出総額を 118億 978万 9,000円とするもので、歳入は基金繰入金を充てております。

採決の結果、全員一致で修正すべきものと決定し、その他の部分については全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号瑞穂市土地取得事業特別会計条例の制定について及び議案第36号平成17年度瑞穂市土地取得事業特別会計予算については、公共用地の先行取得を行うため、条例の制定並びに公共用地先行取得事業の予算を定めるものであり、一括議題としました。

質疑の中で、用地取得の事業目的はどのようなものかとの質疑については、具体的な利用目的は現在確定していないところであるが、瑞穂市十八条地内の堀越紡績跡地、約3万 8,504平方メートルを公共用地先行取得事業債を財源に取得した後、詳細な利用目的を確定し、事業の展開を図りたい旨の答弁がありました。

また、単価の算定根拠についての質疑については、相続税評価額と近隣の土地の売却額を参考に予算計上している旨の答弁がありました。

以上のような質疑の後、若園委員より、特別会計を設けて用地取得するにはまだ十分な審議が必要であるとのことから、継続審査を求める動議が提出されました。

採決の結果、全員一致で継続審査にすべきものとして決定をいたしました。

以上、総務常任委員会の審査の内容とその結果について報告をいたしました。平成17年3月25日、総務常任委員会委員長 藤橋礼治。ありがとうございました。

議長（土屋勝義君） これより議案第1号岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第1号岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減については、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第2号岐阜県市町村会館組合同規約の一部を改正する規約についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第2号岐阜県市町村会館組合同規約の一部を改正する規約については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第3号岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を改正する規約についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第3号岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約については、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第7号瑞穂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第7号瑞穂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第10号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第10号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第11号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第11号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第12号瑞穂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。



〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第12号瑞穂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第22号平成16年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 私は駅対策事業費について、基本的に反対の立場で討論をしたいと思えます。

といいますのは、この駅対策事業費の中で、実は岐阜バスの大野・穂積線のバスターミナルの舗装をやられておるということである。そもそも当初は大野町のコミバスとして話が出されたようでございますけれども、基本的にはそうであるならば大野町、そしてその利用者が大半である松下電器、これらの負担というものも考えていかなければならないと思えます。用地確保、それから舗装費、全体で1億5,000万すべてを瑞穂市が出すということについては、私は反対であります。そもそも場当たりの施策ではなくて、駅北、駅南含めた駅周辺の整備をど

うしていくのか、このことの基本的な計画がしっかり立てられていない、そのように思います。

例えば、市長は駅の北西の位置にあります駐車場について、どいていただければ云々という話もございますけれども、それはもちろんそうであるとしても、その程度のことで駅北に限って言うならば、今日の混雑の状況を緩和することができるのかどうなのか。もちろん、さらにまちづくりの中で駅をどう整備していくのか、こういうことでありますけれども、今申し上げましたとおり、根本的な駅周辺の整備というものがなされて、しかる後に具体的なバスターミナルをどうするか、こういうことであるならば、話の順序というものは成り立つ、そう思います。

したがって、この補正では駅対策事業費が計上されておりますので、この関連で反対をせざるを得ないということであります。以上であります。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第22号平成16年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで議事の都合により、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後3時47分

再開 午後4時32分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第29号平成17年度瑞穂市一般会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

本案に対する委員長の報告は修正ですので、討論の順序は、まず原案に賛成者、次に原案及び修正案に反対者、次に原案に賛成者、そして修正案に賛成者の順に行います。

それでは、まず原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 次、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 5番 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 議席番号5番 熊谷祐子です。

私は平成17年度一般会計予算案の修正案、原案に対して、反対の立場から意見を述べます。

まず修正案には敬老会のお金の値上げが含まれていますが、私はこの敬老会費の値上げだけの修正という修正案に対しては反対をいたします。

理由を以下述べます。4点あります。

まず、民生費の歳出の中で、私立幼稚園清流みずほに対する園舎の補助金が2億2,000万円計上されています。県の補助金と合わせると2億4,000万円で新しい園舎が建設されます。まず、この予算案を知ったときに、お母さんたちの声を聞いてみました。私は子育て中のお母さんに何人も聞いたのですが、お母さんたちの声は、私が聞いた限りでは全員が反対でした。理由は、まず近くに欲しい。これは乳幼児保育、未満児保育60人の園舎をつくるものに対する補助金です。お母さんたちが言われるのは、赤ちゃん保育なら余計のこと、近くに欲しい。理由は、お母さんたちも仲間になれる、親しくなれるからという理由でした。

次に、これは総括質疑でも述べましたが、現在、瑞穂市立保育園、これは九つあるわけですが、ここの定員と在籍数を調べてみますと、10%の余裕があります。これは100人分に当たります。中でも、20人あいているというところが3ヵ所あったと思います。これに2億2,000万円かければ、立派に未満児保育ができる施設になります。

三つ目に、執行部の答弁の中に、民営化の流れであるので私立保育園に補助をしたいという答弁がありました。この民営化の流れというのは非常に漠然とした言い方ですが、だれがこの流れをつくっているのでしょうか。中央、今の政権、国の大きな流れだと思えます。しかし、2000年に地方分権法が成立しております。瑞穂市のように、岐阜県内で一番出生率が高く、小学校の教室が足りなくなるほどの現在では珍しい市です。また、再三本会議でも言われておりますが、財政力の豊かさからも、公立で赤ちゃん保育を受け入れるべきだと思います。

一つ目、私立幼稚園に対する2億2,000万円の補助金に反対です。

予算案に反対する、二つ目。公立保育園の保育料の値上げ、これが歳入の負担金のところに総額で2億円となっています。しかし、次の理由でこれに疑問を持ちます。

まず第1に、瑞穂市の保育料は非常に低いわけですが、一般質問で篠田議員も述べたように、安いものがあったとしても瑞穂市のよき特徴としていいのではないかという声がありました。また、再三申し上げますが、瑞穂市は財政力が非常に豊かです。しかし、子育て支援は大変におくれ

ています。これで保育料を値上げすることはないと思います。

また、最大の反対の理由は、子育て支援の大きな流れに反します。

さらに、この保育料値上げを所得者層別によく見てみますと、低所得者層ほど、例えば最低の所得者層の辺を見てみますと2倍になっています。高額所得者はそのままになっております。これも執行部から、民営化の流れですという答弁がありました。民営化になれば、所得別の保育料ではなく一律の料金になるので、今の低い保育料の人は上げておいて、なれていってほしいというのがあると思います。しかし、民営化の流れというのは弱者に冷たいという流れです。財政力の豊かな瑞穂市でこの保育料を今値上げすることはない、これが修正案の中身、原案ともに反対する二つ目の理由です。

三つ目に、教育費の小学校費の中に穂積小学校の全面改修が予算化されていません。これは私も一般質問でも取り上げてきましたし、教育委員会にも話しかけてきましたが、穂積小学校の校舎というのは市内で一番古い校舎です。これは特に北舎です。北舎の窓はアルミサッシ化もされていません。2階は暑さ、寒さをもろに受けて、学習環境が非常に悪いと聞いております。また、男子トイレは時間によって水が流れるため、夏場になると大変におう。これは緊急に時間調整をしてもらいました。

最も申し上げたいのは、4月から身障児が入学します。この身障児は洋式トイレしか使えません。洋式トイレはあるのですが、どういうわけかドアがなしです。カーテンだけになっております。こういうのを部分改修してほしいというふうに学校からは申し出があるそうですが、全面改修するので、部分改修は今のところ考えていないという声でした。ここでせめて要望を出しておきたいと思います。この中でも、特に身障児の入学に際して洋式トイレにドアをつける、最低これくらいは補正予算を組んでいただきたい。

話をもとに戻しますと、以上の理由で穂積小学校の全面改修を予算化するべきであったと思います。

四つ目の理由です。これも一般質問で取り上げてまいりましたが、ちょうど1年前ぐらいに、市内に一番利用者の多い馬場公園の遊具が7点あったものが撤去されて、1点の複合遊具になりました。お母さんたちから、絶対数が足りない、いまひとつこれは非常に危険であるという指摘があり、本会議でも申し上げましたし、関係の課にも申し上げましたが、無視されたすぐ後で3人の子供たちが次々に骨折いたしました。平成17年度の予算にこの遊具の予算が組まれているかと思いましたが、予算化されていませんでした。総じて、私は子供、そして子育て中の女性に対する予算が非常に少ないと思います。

最後にまとめて申しますが、瑞穂市は財政力が豊かであるということ、出生率が県で一番であるということ、子育て支援が非常におくれているということ、これを平成17年度ではぜひ予算化してほしいと思いました。財政力が豊かなことにつきまして、本会期中に市長は、瑞穂市

は財政力が豊かであると言われるが、先代がためたお金だから大切に使用したいと発言されました。先代というのは松野文司氏だと思いますが、恐らく松野市長は先々代のことを言われたと思います。もとは税金だと思います。子供たちや子育て中の女性に、せめてほかの町並みにお金を使うことは、大切に使用しないことになるのでしょうか。

以上の点で疑問を持ちますので、敬老会費を値上げするだけの修正案に反対し、さらに平成17年度一般会計予算の原案にも反対いたします。

議長（土屋勝義君） ここで報告をいたします。

本日の会議は議事を進めたいので、議事の都合によりあらかじめ時間の延長をいたします。報告をいたします。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） ほかに討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は修正です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり可決されました。

---

日程第38 閉会中の継続審査申出書について

議長（土屋勝義君） 日程第38、閉会中の継続審査申出書について、議題にします。

総務常任委員長から、会議規則第 104条の規定によってお手元に配付したとおり、閉会中の継続審査申出書が提出されました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

日程第39 瑞穂市・神戸町水道組合議員の選挙について

議長（土屋勝義君） 日程第39、瑞穂市・神戸町水道組合議員の選挙を行います。

議事の都合により、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 4 時48分

再開 午後 4 時56分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、私が指名することに決定いたしました。

瑞穂市・神戸町水道組合議員に高田正美君、高田實君、石谷忠孝君、高田秀雄君、馬淵隆彦君、馬淵助一君、馬淵弘基君、以上の7人を指名したいと思います。

お諮りします。ただいま私が指名した方を瑞穂市・神戸町水道組合議員の当選人に定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま私が指名した方が瑞穂市・神戸町水道組合議員に当選されました。

---

日程第40 発議第 2 号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第40、発議第2号発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書についてを議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

13番 山本訓男君。

13番（山本訓男君） 13番 山本訓男です。

お手元に配付されております発議第2号発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書についての趣旨説明を行います。

平成16年12月に発達障害者支援法が制定され、本年4月から施行されます。市町村も発達障害の早期発見や支援などについて、必要な措置を講じる責務を負うようになります。よりきめ細かな支援対策を実施するには、支援のネットワークづくりが求められており、国に対しても意見書を提出したいと考えたところ、各常任委員長の藤橋礼治議員、棚瀬悦宏議員、桜木ゆう子議員、小川勝範議員の賛成を得ましたので、会議規則第13条の規定によりこの発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書を提出しました。

以下、議案の朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書。

自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、アスペルガー症候群など、発達障害への対応が緊急の課題になっている。発達障害は、低年齢で現れることが多く、文部科学省の調査では、小中学生全体の6%に上る可能性があるとされている。

平成16年12月に発達障害者支援法が制定され、本年4月から施行される。この法律には、国及び地方公共団体の責務として、発達障害の早期発見や支援などについて必要を措置を講じるよう示されている。

発達障害に対しては、幼児期から学齢期、就労まで一貫した支援策が必要である。それには、教育、福祉、保健、就労などの関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた個別指導を行うなどの対応が欠かせない。

国は、都道府県ごとに発達障害者支援センターを設置するとしているが、よりきめ細かな支援対策を実施するには市町村の役割が極めて重要であり、支援のネットワークづくりが求められる。

よって、国におかれては、発達障害児（者）を取り巻く現状を十分に認識され、発達障害児（者）に対する支援策のより一層の促進、充実を図るにあたり、これら地方における体制の整備等に際しては応分の財政支援等を講じられるよう、ここに要望する。

なお、この意見書が可決されましたら、厚生労働大臣及び文部科学大臣に提出していただきたいと思います。

以上で趣旨説明を終わりますが、御賛同を賜りますようお願いいたします。

議長（土屋勝義君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第2号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書について採決します。

発議第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、発議第2号は可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

---

#### 閉会の宣告

議長（土屋勝義君） 会議を閉じます。

平成17年第1回瑞穂市議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会 午後5時04分



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成17年 3月25日

瑞穂市議会 議長 土屋勝義

議員 山本訓男

議員 広瀬捨男